平成30年度イベント開催助成事業Q&A

1. 事業内容について

- Q1-1 助成対象事業について、具体的にどのような事業を対象としていますか。
- A1-1 岩手県内で開催するイベントで、当該事業に要する経費が 5,000 千円以上のものを対象としています。なお、震災復興に資する取組及び三陸地域の活性化及び交流人口の拡大につながる取組である必要があり、例年実施しているものと同様のイベントの財源とするものではなく、新規性のあるものに限ります。
- Q1-2 事業内容の変更を行う場合、どのような手続きが必要ですか。
- A1-2 事前に承認を受ける必要があるので、変更承認申請書(様式第7号)を提出してください。 なお、助成対象経費(事業経費内訳書の「支出」の欄に記載した支出経費)の科目間の金額の増 減は、承認を受けずに変更できます。

2. 助成対象経費について

- Q2-1 対象外の経費の例を教えてください。
- A2-1 ・光熱水費等施設経費に係るもの
 - ・イベント主催者側職員(アルバイト含む)の飲食に要するもの
 - ・汎用的備品の購入(パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等)
- Q2-2 事業期間内に、備品等の納品は完了しているが、支払いが済んでいないものは対象となりますか。【全事業共通事項】
- A2-2 対象となりません。助成対象は、助成金交付決定の日から事業期間内に支払が完了した経費に限ります。
- Q2-3 事業費が当初計画より上回った場合、交付決定額を超えて助成金をもらうことはできますか。 【全事業共通事項】
- A2-3 できません。事業費が増大した場合、交付決定額以上の費用は自己負担となります。
- Q2-4 事業経費内訳書の記載例を教えてください。
- A2-4 一例です。なお、備品購入については、見積書及び様式第4号の2を添付してください。

1 収入							助成金の算定方法		
経費区分	予算額		内訳		備考	事業費(①)から、入場			
さんりく基金助成金	6,000,000			-		1 '	事業から得られ を除き、その金		
入場料	3, 000, 000	自由席	000			額に助	成率3分の2を		
		指定席	000	1		かけて	ください。		
自己資金	3,000,000								
合 計	12,000,000(①)				】 入場料、他補助金等収入が □ 」 ある場合は、項目を分けて □				
				_ I	ください。				

2 支出

事業内容	科目区分	予算額	積算内訳			
情報発信事業	印刷製本費	000	チラシ・ポスター作成○○円×○部			
	通信費	000	郵券代			
	消耗品費	000	記録用消耗品			
○○○イベント開催	謝金	000	出演団体謝礼〇〇円×〇団体			
	会場借上料	000	○○○を予定			
	バス借上料	000	送迎バス 〇〇~〇〇			
	委託料	000	会場設営費(仮設トイレ)			
	外注費	000	記念品製作			
			積算内訳は、数量	<u> </u> :など詳細		
○○○講演会	謝金	000	○○氏招聘 の内容が分かる	ように記		
	会場借上料	000	○○○を予定 載してください。			
合 計		12,000,000				
		(1)				

3. 事務手続きについて

- Q3-1 交付決定を受けた場合、助成金はいつ入金されますか。前金払いはできますか。
- A3-1 原則として、事業完了確認後、助成金の交付を行います。

完了時提出頂く書類により、完了の確認ができましたら、振込の手続きに入ります。完了確認 後、おおむね1週間程度での振込となります。

ただし、助成事業の遂行上必要があると認められるときは、交付決定額の8割を上限に前金払いを行うことができます。前金払いを希望する際は、イベント開催助成事業助成金前金払請求書(様式第8号)を提出してください。

Q3-2 申請後の流れを教えてください。

A3-2 申請から完了までの流れは以下のとおりです。

①申請 申請書類を募集締切日必着で提出してください。

②交付決定 審査委員会(6月上旬予定)でのプレゼンテーションによる審査後、採択され た団体に通知します。

③事業実施

(※前金払請求) 前金払いを希望する場合、助成金前金払請求書を提出してください。

(※事業内容変更) 事業を変更する場合、事前に変更承認申請書を提出してください。

(※事業中止) 事業を中止する場合、中止(廃止)承認申請書を提出してください。

④事業完了 事業完了後30日以内もしくは来年3月15日までに書類を提出してください。

⑤助成金交付

完了確認後、助成金の振込を行います。

4. その他

Q4-1 2次募集はありますか。

A4-1 現段階では予定はありません。 ただし、事業の採択状況により、2次募集を行う場合があります。

Q4-2 事業期間の延長はできますか。【全事業共通事項】

A4-2 原則として、延長は行いません。事業期間内に完了できるように計画的に事業を進めてください。

Q4-3 申請にあたっての注意点はありますか。【全事業共通事項】

- A4-3 ①例年、申請書類の不備等が多くみられます。ご不明な点は、事前にさんりく基金事務局へご 相談願います。
 - ②「連絡担当者」欄は、実際に事務手続きをしている方のお名前及び日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。

Q4-4 事業実施にあたって必要となることはありますか。【全事業共通事項】

- A4-4 ①購入した備品について、備品管理台帳(別紙)を作成、保管していただく必要があります。 また、備品それぞれにシール等によりさんりく基金の助成である旨を表示してください。(例:平成○年度さんりく基金○○○事業)
 - ②事業内容について、マスコミ等による取材の際は、さんりく基金の助成事業である旨を積極的に PR してください。

備品管理台帳 (平成 年度さんりく基金

事業)

事業者名:

番号	品名	形式 (規格・品質等)	取得価格	取得年月	取得先	数 量	備考
例	拡声器	○○社 ER-1000BK	30, 000	28. 9. 30	㈱○○○	1	